

議事日程第6号

令和5年9月22日（金）

第1 議案上程（議案第74号から第85号まで）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別）

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程（議案第86号）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議案上程（議案第87号及び第88号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程（議会案第15号）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程（議会案第16号）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第6 議員派遣の件

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会議務局職員出席者

事務局 長	沼田 弘史
副事務局 長	清水 幸子
主席 主査	中川 祐司
主 事	菅原 優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
教 育 長	鈴木 雅彦	監 査 委 員	鈴木 誠
総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八端 隆公
市民福祉部長	佐藤 孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤 雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本 一也	産業建設部長	湊 智志
建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	総務課長	平塚 敦子
財政課長	天野 秀一	福祉課長	北嶋 三世
観光課長	(エネルギー推進監) (兼商工港湾振興監併任)	農林水産課長	夏井 大助
建設課長	三浦 昇	病院事務局長	原田 徹
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒 一人	農委事務局長	船木 聖徳
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	薄田 修一

午後 2時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第74号から第85号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第74号から第85号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第81号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第81号字の区域の変更についてであります。

本議案は、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するもので、秋田県が施行した五里合地区農地集積加速化基盤整備事業に伴い、従来の字の境と定められていた道路、水路等が排除され、新たな区域に基づいた道路、水路等が設置されたことから、新たな字界を定めるため、同事業施行区域の25の字を変更するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第80号男鹿市立保育園の指定管理期間の変更についてであります。

本議案は、船越こども園新築工事の工事期間が変更になったことに伴い、男鹿市立

保育園7園を管理運営している社会福祉法人男鹿保育会の指定管理期間を1年間延長するため、指定管理期間を変更するものであります。

本案について、委員より、現在の指定管理者のほかに、指定管理者になり得る団体等の想定はしているか。との質疑があり、当局から、現時点では、ほかの団体等の想定や動きの把握はしていない。との答弁がありました。

さらに委員より、船越こども園の開園に伴い、管理内容に大幅な変更があるのであれば、指定管理期間を、延長ではなく令和6年4月1日からの5か年とするのがより効率的ではないか。との質疑があり、当局から、現段階では、新たに開園する船越こども園の維持管理費をはじめとした運営経費の積算が困難であることから、令和7年度以降の指定管理については、改めて議会に提案したい考えである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第79号和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本議案は、企業局委託作業者の閉栓作業における止水栓操作誤りに伴う漏水による損害について、和解し、及び損害賠償の額を定めるものであります。

本案について、第1点として、委員より、企業局が業務委託している作業者の実態について質疑があり、当局から、業務委託をしている者は全部で8名おり、うち、管理課で所管する者は7名となっている。それぞれの業務内容は、ガス装置工事検査及び給排水設備工事検査に関わる者が2名、ガス機器故障修理等に関わる者が1名、ガス漏れ警報器取付・取り外しに関する者が1名、需要家のガス点検や消費機器の調査に関わる者が2名、供給停止や異常検針業務に関わる者1名となっており、それぞれ個人に委託しているものである。以前は嘱託職員という雇用形態であったが、現在は業務委託契約に切り替わっている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、今後の具体的な再発防止策について質疑があり、当局から、本事案のような冬場の暗い時間帯や積雪により止水栓の状況が分かりづらいといった状況等もあることから、冬季間における作業時間の見直しのほか、止水栓等の操作により給水が確実に止まったかを在宅の場合は確認するなど、万全を期していく。また、損害や事故等に対する個人の請負業務等に係る保険加入についても指導していく。との答弁がありました。

第3点として、委員より、委託業者に対し賠償を求める考えについて質疑があり、当局から、損害を与えた原因者である委託業者の責任については、法的には委託業者にも責任の一端はあり、企業局が被った損害に対し、企業局と委託業者が責任を分担する形で、話し合い等によって応分の負担を求めるのが一般的とされているが、個々の事案によって判断されるものとされている。今回は、企業局の管理下で、職員と同様に開閉栓作業を行っている実態や、委託業者の確保が難しくなってきた中、比較的安価な労働条件で職員同様の仕事を真面目に取り組んでいる姿勢等を鑑み、当該委託業者に対しては、損害の一部を求償しない方向で考えている。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。15番田井博之委員長

【予算特別委員長 田井博之 登壇】

○予算特別委員長（田井博之） 予算特別委員会に付託されました、議案第82号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）から議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）までについて、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る8日に開会し、正副委員長互選の後、各予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点は、市内の農業の状況等についてであります。

一つとして、7月の大雨被害の後は高温少雨の天候が続き、コメをはじめとする農作物の生育などに大きな影響を及ぼしているが、直近の状況について。

二つとして、この影響により、農家では大幅な所得の減少が懸念されるが、今後の農薬、肥料など農業資材の支払い等の資金繰りに対する市の対応策の検討について。

三つとして、農業をはじめとする本市の基幹産業への若い人の就業を促進するための支援策に対する考え方について。

第2点として、市の防災への取組として、防災訓練のほかに実施している、市民の防災に対する意識づけや教育などの現状について、また、町内会等で実施している自主的な防災訓練に対する市からの補助内容及び実績について。

第3点として、環境美化活動を推進する中で、ボランティア等がクリーンアップを実施した際に収集したごみの現在の受入態勢や今後の美化活動の展開について。

第4点として、観光庁が実施している地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を活用して、市内宿泊施設等が魅力向上に取り組もうとしているが、この事業に対する市としての考え方並びに今後の展望について。

第5点として、公共土木施設災害復旧費に、大雨被害により破損したなまはげ館の浄化槽に係る予算が計上されているが、復旧に当たり、設置する場所の検討状況及び観光施設基金条例を設けることに対する考え方について。

第6点として、債務負担行為補正で男鹿市体育施設等指定管理料が追加されているが、限度額の積算内容及び期間を現在の3か年から5か年にした理由について。

第7点として、温浴施設について、民間譲渡に向けて譲渡先企業の公募などの取組を進めているところであるが、モニタリングの結果を踏まえて、これまでの指定管理者の運営をどのように捉えているのか、また、譲渡に当たり施設の現状をどのように認識しているのか。

第8点として、男鹿地区高校統合に関する協議会に関して、高校の統合に向けた取組を進める中で、今回の本協議会の設置に関して、県からの要請はあったのか、また、委員はどのような方で構成されるのか、その参集範囲について。

第9点として、介護保険特別会計補正予算に賦課誤りに係る過年度分返還金が計上されているが、当該事案に係る概要と対応状況について。

第10点として、上水道の閉栓作業の過失により配管が凍結・破損したことに伴

う、家屋内の漏水に適用される水道損害賠償責任保険の概要について、及び長引く高温少雨により、上水道の水源に水不足が生じる可能性について。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったものであります。

本委員会においては、なお、詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査したものであります。

各分科会とも全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対して、「(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業」について、市が、この事業に地域住民が賛同していると判断する場合には、何を根拠としてそのように捉えているのか。との質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました、議案第82号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)から議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第1号)までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(小松穂積) 次に、決算特別委員長の報告を求めます。14番小野肇委員長

【決算特別委員長 小野肇 登壇】

○決算特別委員長(小野肇) 決算特別委員会に付託されました、議案第74号令和4年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第75号から議案第78号までの令和4年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る12日に開会し、正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明とともに、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行いました。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点について御報告申し上げます。

第1点として、財政規律の遵守と本市が置かれた現状による課題について、一つとして、財政規律を遵守し、財政の秩序正しい運営を行っている一方で、人口減少など

の諸課題に対応した施策を展開するため積極的な財政投資をした場合、歳出が圧迫されることが考えられるが、そのような局面での行財政運営に係る考え方について。

二つとして、行政コストの削減面における監査委員からの指導チェックに係る取組内容について。

三つとして、職員への政策面における指導や指摘を行うことの必要性について。

第2点として、市内経済の活性化を図る上で、農業をはじめ漁業、観光業など本市の基幹産業の発展が必要であり、これら産業に係る予算の増額に対する考え方について。

第3点として、戸賀湾海岸漂着ごみの処理において不用額が発生した背景について、及び市の海岸漂流漂着物の処理に対する考え方や今後の対応策について。

第4点として、コミュニティ活動推進補助金について、補助制度の利活用に係る利便性向上のための考え方や、今後の方向性について。

第5点として、アフターコロナを見据えた男鹿の観光魅力アップ事業により、誘客促進や市内景観スポットの周遊性向上を図っているが、本事業の実施による効果について。

第6点として、オガレの令和4年度実績が売上高、来場者数とも大幅に伸びているが、どのような取組が実績に結び付いたのか、また、今後の展開に係る、町なかとの関係性なども踏まえた考え方について。

第7点として、市内道路沿線の樹木の枝が車線の上にせり出し、車両通行に支障を来している状況が見受けられるが、道路上の枝払いを行う高さの基準について。

第8点として、空き家等対策推進事業により、八望台に所在する危険建物の除却工事を実施したが、除却後の土地の利活用の計画について。

第9点として、コンビニ収納等システム導入事業によりコンビニエンスストアからの納付環境が整備されているが、納付書の様式が現在の形に至った経緯について。

第10点として、販路拡大支援事業補助金により15件の新商品ができたとあるが、魅力ある商品開発をふるさと納税の増収につなげるための今後の展開について。

第11点として、随意契約について、本市における1者からの見積書の徴取による契約実績の有無、及びある場合はその随意契約を締結した理由などについて。などの質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました、議案第74号令和4年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定及び議案第75号から議案第78号までの令和4年度男鹿市各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

初めに、議案第79号についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松穂積） 起立多数であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号から第78号まで及び議案第80号から第85号までを一括して採決いたします。本11件に対する各委員長の報告は可決及び認定であります。本11件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号から第78号まで及び議案第80号から第85号までについては、原案のとおり可決及び認定されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第86号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第86号を上程

○議長（小松穂積） 日程第2、議案第86号の男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第86号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により実施されている電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間延長に伴い、ガス料金算定の特例期間を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） 企業局に係る議案について御説明いたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第86号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により実施されている電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間延長に伴い、ガス料金算定の特例期間を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

男鹿市ガス供給条例新旧対照表でございます。

電気・ガス価格激変緩和対策事業による料金算定の特例を定めた、附則第4項中「令和5年10月」を「令和6年1月」に改めるとともに、同項2号中に下線の文言を加えるものであります。

これまで対象期間が令和5年2月検針分から令和5年10月検針分までとなっております。

りましたが、令和6年1月分まで3か月期間が延長されます。

料金は、9月検針分までは、使用量1立方メートル当たり27.28円、税込みで30円、令和5年10月から令和6年1月検針分までは、13.64円、税込み15円をそれぞれ値引きするものであります。

施行期日は、条例公布の日からとなります。

以上で議案第86号の説明を終わります。御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第87号及び第88号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議案第87号及び第88号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第87号及び第88号の人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第87号及び議案第88号の人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本2件は、本市、人権擁護委員の吉田諭氏及び佐藤千代子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き両氏を委員に推薦したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第87号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。吉田諭氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第 88 号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。佐藤千代子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第 15 号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 4 議会案第 15 号を上程

○議長（小松穂積） 日程第 4、議会案第 15 号男鹿市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8 番佐藤誠議員

【8 番 佐藤誠議員 登壇】

○8 番（佐藤誠議員） それでは私から、議会案第 15 号男鹿市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、市に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に市から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものであります。

なお、条文につきましては、皆様に御配付したとおりでございます。

以上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第15号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議会案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第16号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第16号を上程

○議長（小松穂積） 日程第5、議会案第16号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第16号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議会案第16号は、原案のとおり可決されました。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、本市では森林経営管理制度に基づき、管理が行き届いていない森林の整備を進めるため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定の森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストが掛かっている。

また、多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部へも被害が及ぶ災害から住民を守るためには、主伐後の再生林対策等も含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手

確保といった取組を今後本格化させていく必要があるが、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれる。

よって、国においては、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月22日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	鈴木淳司	殿
農林水産大臣	宮下一郎	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。御配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議員派遣の件

○議長（小松穂積） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、御配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、御配付いたしておりますとお

り、議員を派遣することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時38分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 安 田 健 次 郎

議 員 吉 田 洋 平